

○文教委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託議決	衆議院 委員会 託議決	備考
62	著作権法の一部を改正する法律案		三〇	受領 五八	(予) 四三七 可決 五二七 可決 五二八	四三 可決 四三七 可決 五八	
59	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案		三九	受領 四三七	(予) 三三九 可決 五二〇 可決 五二一	三三九 可決 四三五 可決 四三七	
25	日本育英会法案		三五	受領 七六	(予) 七六 可決 七二六 可決 八一	四二三 修正 七四 修正 七六	本会議で趣旨説明聴取 七六
12	国立学校設置法の一部を改正する法律案		五三二	受領 五四五	(予) 五二三 可決 五四七 可決 五四〇	五三二 可決 五九四 可決 五九四 可決 五九五	衆承諾 三九 衆へ内閣修正要求 三九 五九、三六

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆議院 提出月日	参議院 付託 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決	備考
11	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	久保 亘 君 外 二 名 (五、五二)	五、五二		付託 議決 議決	付託 議決 議決	
16	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	柏谷 照美 君 外 一 名 (七、一)	七、一		七、一 議決 議決	(予) 七、一	

衆議院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆議院 提出月日	参議院 付託 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決	備考
6	学校教育法の一部を改正する法律案	佐藤 誼 君 外 二 名 (五、三二)	五、四四		付託 議決 議決	付託 議決 議決	
7	公立幼稚園の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律案	中西 績介 君 外 二 名 (三、二九)	四、四		(予) 四、四	四、四 未	
8	公立の障害児教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準等に関する法律案	馬場 昇 君 外 二 名 (三、二九)	四、四		(予) 四、四	四、四 未	
9	学校教育法等の一部を改正する法律案	中西 績介 君 外 二 名 (三、二九)	四、四		(予) 四、四	四、四 未	

35	34
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案	児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案
木島喜兵衛君 外 二一名 (五二一)	木島喜兵衛君 外 二一名 (五二一)
五二八	五二八
(予)	(予)
五二八 未	五二八 未
了	了

<p>国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)(衆議院送付)</p> <p>五九、 二、二二 内閣提出</p> <p>三、二八 衆へ内閣修正要求</p> <p>三、二九 衆承諾</p> <p>四、五 衆可決</p> <p>四、一〇 参可決</p> <p>要旨</p> <p>本案の主な内容は、次のとおりである。</p> <p>一、次の大学に大学院を設置すること。</p>	<p>北見工業大学、図書館情報大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学</p> <p>二、長崎大学に医療技術短期大学部を併設すること。</p> <p>三、熊本大学の体質医学研究所を廃止すること。</p> <p>四、国立大学共同利用機関として、国立遺伝学研究所を設置すること(文部省所轄研究所の改組転換)。</p> <p>五、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の昭和五十九年度の定員を一万八千八百十二人に改めること。</p> <p>なお、この法律の施行期日を公布の日に改める等の内閣修正が行われた。</p>
--	--

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、まず第一に、北見工業大学、図書館情報大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学にそれぞれ大学院を設置するとともに、長崎大学に医療技術短期大学部を併設しようとするものであります。

第二に、熊本大学の体質医学研究所を廃止して医学部に統合するとともに、文部省の所轄研究所である国立遺伝学研究所を改組転換して国立大学共同利用機関として設置するほか、昭和四十八年度以降に設置された医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

委員会におきましては、今後の大学院の設置のあり方、研究所における改組転換の手續及び研究所員の処遇、新高等教育計画の内容と実施方針、第三セクター方式など大学の設置形態の多様化、医学部定員削減の是非など医師養成の見直し、大学における非常勤職員の採用のあり方、共通一次テストの改善などの諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本育英会法案（閣法第二五号）（衆議院送付）

五九、 二、二五 内閣提出

四、一三 衆本会議趣旨説明

七、 六 参本会議趣旨説明

七、 六 衆修正

八、 一 参可決

要旨

本法律案は、国家及び社会に有為な人材の育成並びに教育の機会均等を図る観点から、日本育英会について、有利子貸与制度を創設する等学資貸与制度を整備改善するとともに、組織、財務等の全般にわたる規定の整備等を図るため、現行の日本育英会法の全部を改正しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本育英会（以下「育英会」という。）は、法人とすること。

二、役員

育英会に、役員として、会長、理事長、理事及び監事を置くこと。

三、評議員会

育英会に、会長の諮問機関として、十五人以内の評議員で組織する評議員会を置くこと。

四、業務

1 育英会は、次の業務を行うこと。

(1) 学資の貸与

(2) 学資の貸与を受ける学生及び生徒の補導

(3) 修学に必要な施設の設置及び経営

(4) 右の(1)、(2)及び(3)の業務に附帯する業務

2 右に掲げる業務のほか、文部大臣の認可を受けて、目的達成に必要な業務を行うことができること。

五、学資の貸与

1 学資として貸与する資金（以下「学資金」という。）は、無利息の学資金（以下「第一種学資金」という。）及び利息付きの学資金（以下「第二種学資金」という。）

とすること。

2 第一種学資金は、特に優れた学生及び生徒であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、右の2の規定による認定を受けた者以外の者のうち、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 前記2の規定による認定を受けた者のうち、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、右の3の規定にかかわらず、第一種学資金に併せて第二種学資金を貸与することができること。

六、教育又は研究の職に係る特例

大学、大学院又は高等専門学校において第一種学資金の貸与を受けた者は、修業後政令で定める年数以上継続して学校その他の施設の教育又は研究の職にあることにより、その全部又は一部の返還の免除を受けることができること。

七、財務・会計及び監督等

1 育英会は、文部大臣の認可を受けて、日本育英会債券を発行することができる。また、これに伴つて、政府は、育英会の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができる。

2 政府は、第一種学資金の貸与業務に要する資金を無利息で貸し付けることができるとともに、第一種学資金の返還免除相当額の償還を免除することができる。

3 その他育英会の財務、会計、監督等について、一般の特殊法人の例にならない所要の規定を設けること。

八、関係法律について所要の整備を行うこと。

なお、衆議院において、本案の施行期日を公布の日に改める（学資金の貸与等に関する規定は昭和五十九年四月一日から適用）等の修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化にかんがみ、国家社会に有為な人材の有成と教育の機会均等に資す

るため、日本育英会の学資貸与事業に関し、無利子貸与制度を整備するとともに、新たに有利子貸与制度を創設するほか、日本育英会の組織、財務会計等の全般にわたる規定の整備を行うなど、日本育英会法の全部を改正しようとするものであります。

なお、衆議院において、本法の施行期日を公布の日に改めるとともに、学資金の貸与に関する規定は昭和五十九年四月一日から適用する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、本法施行に至るまでの奨学生の救済措置の当否と本法案提出の仕方、奨学事業の基本理念と育英会の名称の妥当性、有利子貸与制度の是非と今後の運営方針、奨学生選考基準のあり方、奨学生採用率の国公立と私立との格差の是正、民間や地方公共団体が行う育英奨学事業の奨励策、大蔵大臣との協議を要する業務等の範囲の適否などについて熱心な質疑を行うとともに、参考人の意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

次いで、質疑を終局することを決定し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して粕谷委員より、日本共産党を代表して吉川委員より、それぞれ反対の討論が行われ

ました。

討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、田沢委員より、無利子貸与制度を育英奨学事業の根幹とし、その充実改善に努めるとともに、有利子貸与制度は補完措置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討することなどを内容とする自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の四党共同提案による附帯決議案が提出され、多数をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）（衆議院送付）

五九、 三、二九 内閣提出

四、二七 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、既裁定の退職年金等の額を昭和五十九年四月分（昭和三十七年一月一日前の期間に係るものについては、昭和五十九年三月分）から約二％引き上げること。

二、旧私学恩給財団の年金の額についても、前記一に準じて引き上げること。

三、既裁定の退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額を昭和五十九年三月分から引き上げるほか、遺族年金については同年八月分以後、更にその額を引き上げること。

四、掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限の月額を、昭和五十九年四月から引き上げること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国公立学校における教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合が支給する年金の額を昭和五十九年四月分から改定するとともに、掛金等の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限の額を引き上げるなど所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、長期・短期経理の状況と今後の見通し、特例適用期間中の国庫補助減額分の補てん予定、年金制度一元化との関係、運営体制の見直し、宿泊・保養施設の整備方針、保健・医療事業の拡充策等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本社会党を代表して久保委員より、年金額の改定時期を三月に繰り上げる旨の修正案が提出されました。

討論もなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、次いで原案を賛成多数をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、日本私学振興財団及び都道府県からの助成の拡充等に関する各派共同提出に係る附帯決議案を全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）（衆議院送付）

五九、三、三〇 内閣提出

五、八 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案は、著作物等のレンタル業及びコピー業の普及にかんがみ、著作物等の公正な利用に留意しつつ著作者等の権利の適正な保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、貸与に関する著作者等の権利の創設

1 著作物（映画を除く。）の複製物を公衆へ貸与する権利を著作者に認め、その許諾を得なければ公衆へ貸与することができないこと。ただし、当分の間、書籍又は雑誌（主として楽譜で構成されているものを除く。）の貸与については、著作者の許諾を要しないこと。

2 実演家又はレコード製作者にも商業用レコードを公衆へ貸与する権利を認め、政令で定める期間（発売後一月以上二月以内）は実演家、レコード製作者の許諾を得なければ公衆へ貸与することができないこととするとともに、当該期間経過後も報酬は支払わなければならないこと。

3 実演家又はレコード製作者の報酬請求権は文化庁長官が指定する団体によつてのみ行使することができることとするともに、許諾に係る使用料を受ける権利も当該団体により行使することができること。

4 報酬又は使用料の額に関して前記3の団体と貸レコード業者との間で協議が調わない場合には、文化庁長官の裁定を求めることができること。

5 著作物等（映画を除く。）の複製物を非営利かつ無料で貸与する場合には、著作者、実演家又はレコード製作者の許諾を要しないこと。なお、視聴覚ライブラリーなど営利を目的としない施設で映画を無料で公衆に貸与する場合には、著作者の許諾は要しないこととするが、相当な額の補償金を支払わなければならないこと。

二、自動複製機器による複製の制限

1 公衆の利用に供することを目的として設置されている自動複製機器（当分の間、文献複写機を除く。）を用いて複製する場合は、私的使用のための複製であっても著作者等関係権利者の許諾を得なければならないこと。

2 自動複製機器を用いて私的使用のために複製する本人については罰則を適用しない（民事責任は問いうる。）こととするが、営利を目的として複製機器を関係権利者の権利の侵害となる複製に使用させた者については、罰則を適用すること。

三、その他

1 その他関係規定の整備を行うこと。
2 この法律は、昭和六十年一月一日から施行すること。
3 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法を廃止し、それに伴う経過措置を定めること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委

員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、著作物、実演またはレコードの複製物の貸与に関してその著作者、実演家またはレコード製作者の権利を創設するとともに、私的使用のための複製について公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器の使用を制限する等により、著作者等の経済的利益を保護しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致して意見の聴取を行った後、許諾権の性格と円満な利用秩序の形成、録音・録画機器等への賦課金制度の導入、文献複写の実態と早急な対策、コンピューター・ソフトウェアの保護、ニューメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、田沢委員より、著作権思想の普及の必要性など五項目から成る附帯決議案が、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国

民連合の各派共同で提出され、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。